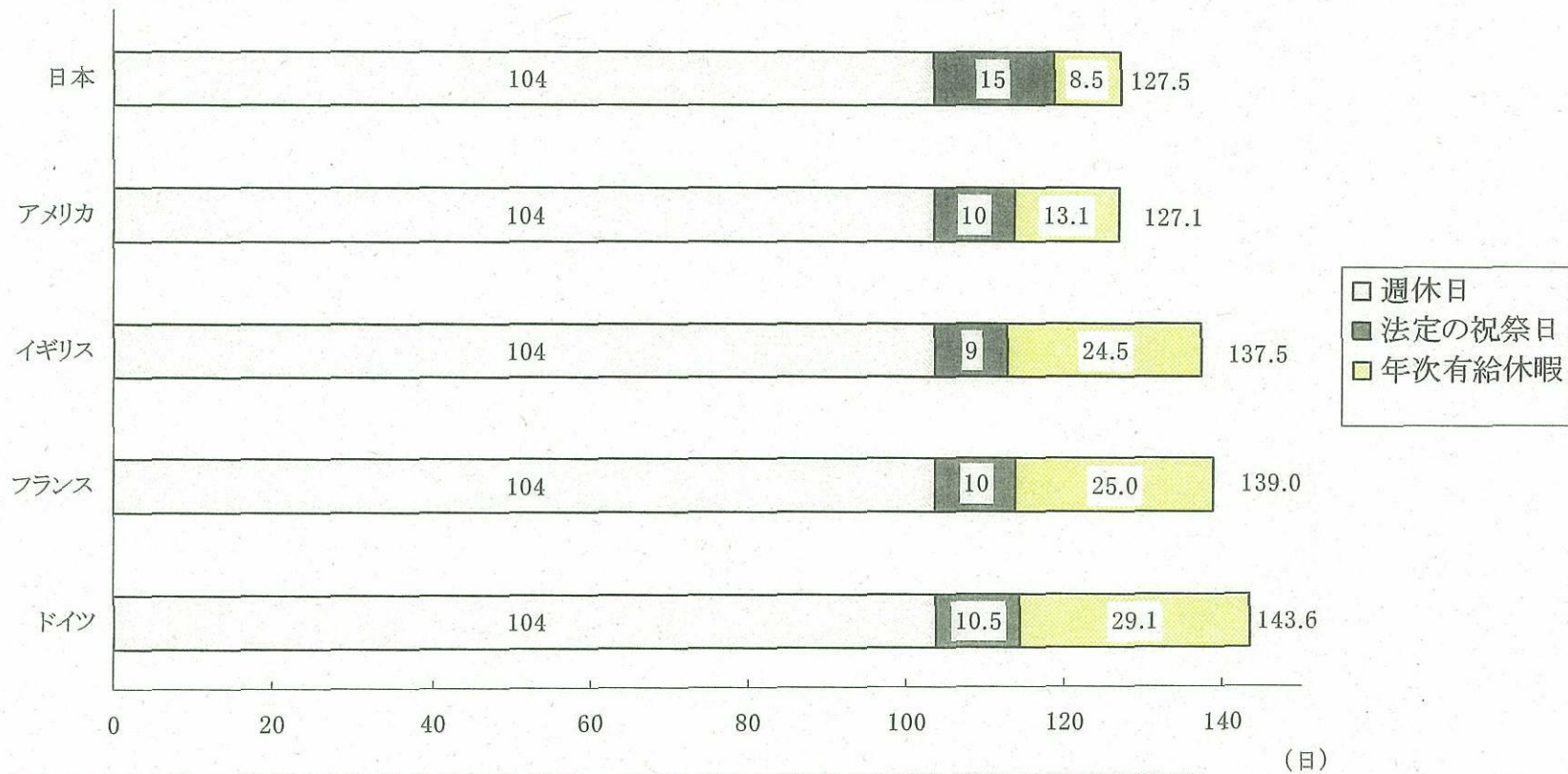


## (16) 年間休日数の国際比較



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局  
勤労者生活部企画課推計

- (注) 1. 週休日とは、「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」をいい、ここでは完全週休2日制と仮定した。  
2. 日本以外の年次有給休暇は付与日数(アメリカについては賃金時間課(当時)推計)。日本は取得日数。  
3. 年次有給休暇の調査時点は次の通り。

日本	2004年
アメリカ	1997年
イギリス	2004年
フランス	2004年
ドイツ	2004年